

前回審議会意見対応表

【資料3】

10/17資料 頁数	指摘内容	11/17資料 頁数	対応
9	合計特殊出生率	9	データを再度確認し、「1.59」に修正しました。
9	生産年齢人口に子どもを産む層が分かるようにできないか	10	女性の人口流出が多いことを表すため「5歳ごとの年齢・性別純移動数の推移」の項目とグラフを追加しました。
9～	グラフの西暦・和暦の表示の統一について	9～17	西暦表示にしました。旋回調査（平成28年度）と比較した調査結果（性別役割分担意識に対する考え方）のみ和暦表示をしています。
13	25市中22番目	13	「調査実績のある25市中」に修正しました。
23	イ 女性の管理職登用にあたっての課題について 「しかし、管理職登用については、女性個人の意欲や能力の問題だけではなく、仕事を優先することができない環境や「女性だから」というだけで能力を活用させない社会の慣習が根強く残っているという背景を考慮する必要があると考えられます。」の文中、「仕事を優先することができない環境について」何のことか。	20	仕事を優先できない理由として《オ 就労をしている人の1日あたりの「家事」・「育児」・「介護」の時間 に考察を追加しました》男性よりも女性の方が「家事」・「育児」・「介護」にかかる時間が長いことから、就労の時間を短くせざるを得ない、または、仕事を優先したくてもできない環境があると考えられます。 また、平日に比べて休日は、男性は「1時間以上」とするという時間が14.4ポイント増えているものの、女性は「4時間以上」かけている割合17.3ポイントが増えていることから、女性が「家事」・「育児」・「介護」を担う割合が大きいと考えられます。
		23～24	女性が管理職に就くのが難しいという点について《グラフを追加し、考察を追加しました。》 イ 女性の管理職登用にあたっての課題と取組について 「また、女性の管理職登用を推進するための取組として「女性の積極的な募集や採用」や「非正規雇用から正規雇用への登用制度の整備」は、7割以上の事業所が「実施」「実施を予定している」ものの、「女性管理職の積極的な登用」や「女性活躍・男女共同参画・ハラスメント防止等の研修」は、3割以上の事業所が「実施予定なし」となっています。 以上のことから、女性の管理職登用の推進は、女性個人の意欲や能力の問題だけではなく、「女性だから」というだけで能力を活用させない社会の慣習や「男女共同参画」に対する認識の低さが根強く残っているという背景を考慮する必要があると考えられます。」
27	第3次計画の成果一覧表のうち、直近の現状値の出典を記載できないか。	28～29	直近の現状値については、令和3年度年次報告書から抜き出したものであるため、文章を追加しました。 「本計画を策定するにあたり、基本目標に則した22項目に対して、第3次計画策定時数値と令和3年度年次報告書にまとめた直近の現状値（令和3年度）、目標値（令和4年度）を比較し、評価を行いました。」
30	基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり ・DVをはじめ、各種ハラスメントは、個人の尊厳に関わる重大な人権侵害であり、DV・ハラスメント防止に向けた教育や啓発、丹波市配偶者暴力相談支援センターなどのあらゆる相談窓口の周知を行う必要があります。	32	《言葉が不足しているため、追加修正しました》 DVをはじめ、各種ハラスメントのことを、テレビや新聞で問題になっていることを知っていても、実際に暴力などを受けた時に「相談したかったがどこに相談してよいかわからない」という人がいることから、DVなどに暴力の防止に対する教育や啓発、丹波市配偶者暴力相談支援センターなどのあらゆる相談窓口の周知を行う必要があります。
30	男女共同参画計画の関係性が読めない 基本目標4②生涯を通じた健康づくり支援 ・生涯を通じて心も身体も健康に過ごすことができるよう、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援していく必要があります。	32	国計画・県計画での位置づけがあること、条例の基本理念の一つに掲げていることを踏まえたうえで、以下のとおり、修正しました。 「・誰もが生涯を通じて心身ともに健康に過ごすために、男女それぞれのライフステージに応じた身体的な変化や病気のリスクを十分に理解し、年代に応じた健康診断を受ける必要があります。」
37	「5 体系」の中にのめざすまちの姿だけに「ジェンダー平等」が入っている。38頁の項目には入っていない。	39～40	体系図にある「基本理念」に基づき、それぞれの「基本目標」に向けた「基本方針」ごとの「推進項目」を実行することで、10年後のめざすまちの姿があります。各項目に「ジェンダー平等」の言葉が入っていないくても、それぞれの取組みの結果がジェンダー平等につながる。と考えています。
38～	ジェンダー平等教育と記載できないか。	42	国（文部科学省・内閣府）や県において「ジェンダー平等教育」という言葉の根拠が明確にされていないため、本計画では、男女平等教育として表記します。
46	認知症介護者のつどい「ほっと」は認知症だけが対象か。介護者のつどいでなかったか。	48	認知症介護者のつどい「ほっと」は、認知症の家族を介護する人があつまり、相談をしあい情報共有を行っています。
48	「DVは、犯罪となる行為をも含む」とあるが、DVは犯罪なので省略した方が読みやすいのではないか。	50	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の前文に記載のある「DVは、犯罪となる行為をも含む」ということを周知する意味を込めて、記載します。
48	推進項目㊦の2段目と3段目が重なっていると思われる。	50	「暴力の防止に向けた意識啓発」について、2段目と3段目を集約しました。
52	市民・地域の取組 地域での避難所運営等について、女性や子育て家庭の意見を反映させましょう。	54	《修正しました。》 地域防災活動では、女性や子育て家庭の意見を反映させましょう。
53	数値目標7「女性委員を登用していない審議会等の数」の表示として、年次報告書には「女性委員のない審議会/全体の審議会の数」を記載してほしい。		年次報告書には、記載します。
53	数値目標19「LGBT」を「LGBTQ」にしてほしい。	55	性的マイノリティは「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」「LGBTQ+」など様々な呼び方がありますが、表記や分類等については不確定要素が多く、変化していくことが予想されます。本計画では、「LGBT」と表記させていただきます。